

平成18年第3回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成18年11月17日 午前10時06分開議

出席議員

議長	55	番	大	関	久	義	君	
副議長	14	番	畑	岡		進	君	
	1	番	鈴	木		努	君	
	2	番	石	田	安	夫	君	
	3	番	金	澤	克	彦	君	
	4	番	蛭	澤	幸	一	君	
	5	番	野	口		圓	君	
	6	番	佐	宗	裕	子	君	
	7	番	成	田		正	君	
	8	番	藤	枝		浩	君	
	9	番	鈴	木	裕	士	君	
	10	番	村	上		武	君	
	11	番	鈴	木	貞	夫	君	
	13	番	石	松	俊	雄	君	
	15	番	鹿	志	村	清	一	君
	16	番	海	老	澤		勝	君
	17	番	萩	原	瑞	子	君	
	18	番	飯	田	正	憲	君	
	19	番	上	野	龍	一	君	
	20	番	川	澄	清	子	君	
	21	番	中	澤		猛	君	
	22	番	川	崎	幸	助	君	
	23	番	上	野		登	君	
	24	番	菅	原		毅	君	
	25	番	村	田	定	男	君	
	26	番	箱	田	信	夫	君	
	27	番	阿	内	武	臣	君	
	28	番	高	安	勝	美	君	
	29	番	宮	本		昇	君	

30	番	横 倉	き ん	君
31	番	小 磯	章 一	君
33	番	枝 川	永 男	君
34	番	市 村	博 之	君
35	番	石 田	好 一	君
36	番	野 原	義 昭	君
37	番	赤 津	榮之丞	君
38	番	杉 山	一 秀	君
39	番	斉 藤	清 英	君
43	番	柴 沼	広	君
44	番	小 藺	江 一	三 君
45	番	須 藤	勝 雄	君
46	番	常 井	茂 男	君
47	番	竹 江	浩	君
48	番	石 崎	勝 三	君
50	番	常 井	好 美	君
51	番	海老澤	勝 男	君
52	番	藤 枝	一 弘	君
53	番	山 口	滋 雄	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	長	山 口	伸 樹	君
助 長	役	石 川	和 宏	君
教 育 長	長	飯 島	勇	君
市 長 公 室 長	長	永 井	久	君
総 務 部 長	長	畑 岡	洋	君
市 民 生 活 部 長	長	野 口	直 人	君
保 健 福 祉 部 長	長	加 藤	法 男	君
産 業 経 済 部 長	長	青 木	繁	君
都 市 建 設 部 長	長	澤 嶋	守 夫	君
上 下 水 道 部 長	長	早 乙 女	正 利	君
教 育 次 長	長	塩 田	満 夫	君

福祉事務所長	保坂悦男君
行政改革推進室長	仲村洋君
笠間支所長	寺崎滋君
岩間支所長	成田均君
消防長	青木昭一君
会計課長	郡司弘君

出席議会事務局職員

事務局長	鈴木健二
事務局次長	中田明
次長補佐	柴山昭
主査	飛田信一
係長	山田正巳

議事日程第3号

平成18年11月17日（金曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議員提出議案第9号 笠間市政治倫理条例の制定について
- 日程第3 議案第109号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第4 議案第110号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 決議案第3号 笠間市議会解散に関する決議

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 議員提出議案第9号 笠間市政治倫理条例の制定について
 - 日程第3 議案第109号 市道路線の廃止及び認定について
 - 日程第4 議案第110号 工事請負契約の締結について
 - 日程第5 決議案第3号 笠間市議会解散に関する決議
-

午前10時06分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。
ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第 121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程についてご報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、9番鈴木裕士君、10番村上 武君を指名いたします。

議員提出議案第 9 号 笠間市政治倫理条例の制定について

○議長（大関久義君） 日程第 2、議員提出議案第 9 号 笠間市政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

34番市村博之君。

[34番 市村博之君登壇]

○34番（市村博之君） 議員提出議案第 9 号 笠間市政治倫理条例の制定について

上記の件について、別紙のとおり地方自治法第 112条第 2 項及び会議規則第14条の規定により提出するものであります。

平成18年11月17日

笠間市議会議長 大関久義様

提出者	笠間市議会議員	市 村 博 之
賛成者	〃	野 口 圓
〃	〃	石 松 俊 雄
〃	〃	鹿志村 清 一
〃	〃	海老澤 勝

〃 〃 萩原 瑞子
〃 〃 斉藤 清英
〃 〃 山口 滋雄

であります。

提案の理由の説明の前に、本条例提案に至る経過につきまして報告をさせていただきます。

政治倫理条例については、3市町の合併に伴う議会分科会及び3市町議会運営代表者会議において協議がなされ、新市において、在任特例期間中に特別委員会を設置して条例制定に向けた調査研究を行い、在任特例期間終了後の施行を目指す旨の決定がなされていることを受けて、本年3月19日の合併後、初となります4月4日開催の平成18年第1回笠間市議会臨時会において、笠間市政治倫理調査特別委員会を設置いたしまして、これまでに計7回の委員会を開催いたしました。

審査は、旧笠間市及び旧岩間町において政治倫理条例が制定されていたので、それぞれの条例の相違点を洗い出し、一本化するとともに、条例の対象範囲、資産等報告書等の提出の義務の有無、公共工事に関する遵守事項といった骨幹をなす部分を中心に行い、本条例の提案に至った次第であります。

それでは、提案理由を申し上げます。

市政が、市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長等及び市議会議員が、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努めることにより、市政に対する市民の負託にこたえ、あわせて市民も市政に対する正しい認識と自覚のもとに、清潔で民主的な市政の発展に寄与するため、本案を提出するものであります。

条例の内容であります。第1条は、提案理由でも申し上げましたが、条例の目的を規定しております。

なお、条例中に副市長とありますが、地方自治法の改正により、平成19年4月1日から現在の助役が副市長と改まることによるものであります。

第2条は、市長等及び議員の責務、並びに政治倫理基準を規定いたしました。

第3条は、市民が行ってはならない行為を明確に規定し、第4条では、笠間市職員の責務を規定しております。

第5条から第9条は、資産等報告書等の提出を義務づけることを規定するとともに、資産等報告書等の記載内容及び資産等報告書等の提出の免除、並びに閲覧、保存について規定しました。

第10条から第13条は、笠間市政治倫理審査会の設置及び委員の定数、委員の選任方法、委員の責務、並びに審査会の会議に関する事項、審査方法について規定しております。

第14条は、市民の調査請求権を明確に規定するとともに、請求方法についての規定であります。

第15条では、市長等及び議員が虚偽の報告等をしたときは、市広報等で公表する旨を規定しております。

第16条から第18条は、刑法事犯による起訴後及び有罪判決宣告後における説明会の開催、並びに有罪確定後の措置を規定しております。

第19条は、市の工事等に関する遵守事項の規定であり、市長等及び議員の関係企業の辞退届の提出、辞退届の提出時期、公表の方法等を規定したものであります。

第20条は、第19条に規定する遵守事項及び第2条に規定する政治倫理基準に違反している疑いがある場合の調査及び調査後の措置を規定しております。

第21条は、委任規定であります。

附則であります。この条例は平成19年4月1日から施行するものであり、現在施行されております政治倫理の確立のための笠間市長の資産等の公開に関する条例を廃止し、本条例に基づき資産等を公開するものであります。

以上が、本条例の概要であります。

なお、詳細については議員全員協議会において説明させていただいておりますので、御了承願います。

議員各位におかれましては、本条例の制定の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大関久義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第109号 市道路路線の廃止及び認定について

○議長（大関久義君） 日程第3、議案第109号 市道路路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第 109号 市道路線の廃止及び認定についての提案理由を申し上げます。

本件は、市道路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当部長から説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 都市建設部長澤島守夫君。

○都市建設部長（澤島守夫君） 議案第 109号 市道路線の廃止及び認定につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定する路線につきましては、廃止する路線6路線、認定する路線16路線をお諮りするものでございます。

お諮りする路線につきましては、新たに認定する16路線の一覧が1ページに、廃止する6路線の一覧が2ページにございまして、それに続き、位置図及び路線詳細図を添付させていただいております。

まず、認定する路線については、市が道路改良工事を行うために新たに市道として認定するもの、また、都市計画法に基づく開発行為の工事の完了に伴い市道路線の認定をするものがございます。

また、廃止する路線は、これら認定に伴い、機能が重複するため、今回の認定に際し廃止するものでございます。

次に、各路線についてご説明させていただきます。

まず、1ページの認定する路線で、整理番号1番の（笠）1322号線からご説明させていただきます。

この（笠）でございしますが、笠間地区ということで表現させていただいております。

位置図につきましては、3ページの赤①でございます。

路線詳細につきましては、4ページをごらんください。

飯田地内の県道笠間緒川線から大淵地内の県道日立笠間線までの区間を、合併特例債を活用して道路改良工事を計画しておりますが、この一部区間の延長 540メートルについて新たに認定するものでございます。

図上では、赤線で示した路線で、起点側に丸、終点側が矢印として表現させていただいております。

次に、整理番号の2番でございしますが、友部地区の2022号線と、同じく3番の友部地区の2117号線につきましては、2ページの廃止する路線の整理番号1番と2番と関連しておりますので、あわせてご説明させていただきます。

路線詳細図については、5ページをお開きください。

この図面の中で、青く着色した路線が、廃止する路線でございます。赤く着色した路線が、先ほどと同様に認定する路線でございます。

図上の赤の②でございますけれども、大田町地内のJR水戸線の大工町踏切を起点とした路線で、地域内の幹線的な道路として、一部狭隘な区間を迂回してバイパス工事を行い、清水寺横の市道に貫くものでございます。それに当たりまして、新たに延長585メートルの路線として認定するものでございます。

これに伴い、青色①の(友)2022号線及び②の(友)2117号線を廃止するとともに、機能の一部を継承するために、赤③で示しました(友)2117号線を新たに認定するものでございます。

次に、認定路線番号4番の(友)3468号線でございますが、路線詳細図につきましては、続く6ページをお開きください。

友部中学校東側に位置する大田町地内の路線で、開発行為により整備された路線を認定するものでございます。

次に、認定路線5、6、7番の(友)3460号線、(友)3469号線、(友)3470号線でございますが、路線詳細図につきましては、次の7ページをごらんください。

笠間市役所の南側に位置する中央地内の路線となっております。5番につきましては、市道整備の一環として認定するもので、6番、7番につきましては、開発行為により認定するものでございます。

次に、認定路線の8番、(友)3471号線でございますが、路線詳細図につきましては、次の8ページをごらんください。

友部小学校の西側に位置する美原地内の路線でございますが、この路線につきましては、開発行為と市道整備の一環として認定するものでございます。

次に、認定路線9番の(友)3432号線でございますが、路線詳細図につきましては、9ページをお開きください。

市営柿橋グラウンドの西側に位置する鯉淵地内において、開発行為により認定及び廃止するもので、青色の3番、4番の(友)3432号線及び(友)3460号線を廃止し、新たに(友)3432号線として認定するものでございます。

次に、認定路線10番の(友)3363号線でございますが、路線詳細図につきましては、10ページをお開きください。

県立中央病院の南側に位置する鯉淵地内の路線で、開発行為により市道の延長が生じたことによりまして、廃止し、新たに認定するものでございます。

次に、認定路線11、12番の(友)3472号線及び(友)3473号線でございますが、路線詳細図につきましては、11ページをごらんください。

県道友部内原線沿いのひたち野ゴルフセンター南側に位置する鯉淵地内の開発に伴う路

線でございます。

続いて、路線番号13、14番の（友）3474号線、（友）3475号線につきましては、路線詳細図、12ページをごらんください。

大沢下二公民館の南側に位置する平町、旭町地内の、いずれも開発行為の完了により認定する路線でございます。

次に、認定路線15、16号の（岩）西 314号線及び（岩）中 328号線でございますが、路線詳細図につきましては、13ページをごらんください。

岩間公民館の南側に位置する泉地内の現行の市道を延長して道路改良工事を計画しておるところでございますが、そのために現行の路線を廃止して、370.5メートルの路線として新たに認定するものでございます。

最後になりますが、整理番号、認定番号16の（岩）中 328号線は、同じく泉地内の市道改良工事に伴い、新たに延長 190.4メートルの路線として認定するものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第110号 工事請負契約の締結について

○議長（大関久義君） 日程第4、議案第110号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第110号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本件は、市営福原住宅の建設工事について、笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

○都市建設部長（澤畠守夫君） 議案第110号 市営福原住宅建設工事請負契約の締結について、補足してご説明申し上げます。

福原地区のプロバンス笠間には、既に、県営住宅とともに、木造の2世帯住宅5棟及び鉄筋コンクリートづくりの集合住宅1棟の市営住宅がございますが、今般、この集合住宅の隣接地に、同様の鉄筋コンクリートづくりの集合住宅を1棟建設するものでございます。

この工事を実施する業者の選定に当たりまして、県内に本店、支店、営業所のある業者で、過去5年以内に1億円以上の鉄筋コンクリートづくりの国または地方公共団体の建築一式工事の経験を有する主任技術者または管理技術者を専任で配置できる業者であること等の条件を付しまして、一般競争入札の公告を行いました。

平成18年11月8日に一般競争入札を実施した結果、4社が応札し、東茨城郡茨城町小堤1743-1、株式会社松浦工務店、代表取締役松浦義文が1億3,800万円で落札し、消費税込みの1億4,490万円で請負契約を締結するものでございます。

工事の概要といたしましては、鉄筋コンクリートづくり3階建て、12世帯1棟で、延べ床面積846.98平方メートル、建築面積370.23平方メートルの建築工事及び電気設備工事、給排水設備工事一式でございます。

工期につきましては、議会の議決の翌日から平成19年11月30日まででございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大関久義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

決議案第3号 笠間市議会解散に関する決議

○議長（大関久義君） 日程第5、決議案第3号 笠間市議会解散に関する決議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

45番須藤勝雄君。

[45番 須藤勝雄君登壇]

○45番（須藤勝雄君） 決議案第3号 笠間市議会解散に関する決議

上記の決議を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

平成18年11月17日

笠間市議会議長 大関久義様

提出者	笠間市議会議員	須藤勝雄
賛成者	〃	石田好一
〃	〃	上野龍一
〃	〃	中澤猛
〃	〃	菅原毅
〃	〃	市村博之
〃	〃	柴沼広
〃	〃	常井好美

提案理由であります。我々は、合併特例法の在任特例制度の趣旨を最大限尊重し、議員の職務を全うすることが基本であると考えます。しかしながら、議会解散を問う住民投票が確定した今日において、住民投票の結果を待つよりも、自主的に解散することが、市民の負託に対する我々の最大限の配慮と考え、提案するものであります。

なお、決議案につきましては、朗読をもって提案とさせていただきます。

笠間市議会解散に関する決議（案）

平成18年3月19日、笠間市・友部町・岩間町の3市町の合併により、新しい笠間市が誕生して8カ月が経過しようとしている。

我々笠間市議会議員は、合併協議会での決定により、3市町の議員が新笠間市においても引き続き2年間在任することになり、今日まで旧市町時代に抱える懸案事項や新市における市民サービスにおける地域間の格差是正などを課題としてよりよい新笠間市をつくるべく、3市町の住民の代表としての認識のもとに議会活動を行ってきた。

しかしながら、いわゆる平成の大合併により誕生した地方自治体のなかには、在任特例により膨らんだ議会の存在が否定され、相次いで議会解散の住民直接請求、そして、住民投票が行われ、その結果、議会が解散させられた経緯がある。

笠間市においても例外ではなく、既に議会解散の住民直接請求が受理され、11月26日に

は我々笠間市議会の解散を問う住民投票が行われることになっている。

既に、議会解散を問う住民投票が確定した今日において、住民投票の結果を待つよりも自主的に解散することが市民の負託に対する我々の最大限の配慮と考える。

よって、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に基づき、笠間市議会を解散する。

以上決議する。

平成18年11月17日

笠間市議会

以上、議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案者の説明といたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

11番鈴木貞夫君。

〔11番 鈴木貞夫君登壇〕

○11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

討論の通告に従いまして、決議案第3号 笠間市議会解散に関する決議に賛成の討論を行います。

夏以来、笠間市民における議会解散を求める署名は2万6,000筆を超え、全有権者の3分の1を上回ります。

議会は、この重みを受けとめ、自主的に解散することが求められています。年末の忙しいときに、住民投票、県議会選挙と市議会選挙と3回行われることになれば、市民生活に多大な負担となります。さらに、笠間市財政に投票事務に伴う経費負担をかけることは、議会の本意ではありません。よって、みずから解散することが、より最善の道であります。

議員諸兄の賛同を求め、賛成の討論とします。

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は、起立により採決いたしますが、念のため申し上げます。

本案の議決については、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項の規定によって、議員数の4分の3以上の者が出席をし、その5の4以上の者の同意を必要とします。

ただいまの出席議員数は全員であり、48人であります。議員数の4分の3以上であります。また、出席議員の5の4は39となっております。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大関久義君） 起立者は全員であります。所定数の5の4以上であります。よって、笠間市議会解散に関する決議は可決されました。

閉会の宣告

○議長（大関久義君） ただいまの議決によって、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第3項の規定に基づいて、笠間市議会は解散されました。

以上で、会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

なお、市長からごあいさつがございますので、しばらく着席のままお待ちください。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長（山口伸樹君） 一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

平成18年第3回笠間市議会定例会の閉会に当たりまして、お礼を申し上げたいと思います。

15日に開会されましたこのたびの定例会におきましては、笠間市ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例を初めとする多くの議案の審議を賜り、ご可決いただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

そして、先ほど議会解散に関する決議が議決されましたが、在任特例期間を残しながら自主解散に踏み切りました議員の皆様のご英断に対しまして、深く敬意を表しますとともに、このたびの決議は、言うはやすし、行いがたし、率先垂範を身を挺して示されたものであり、高度な判断に基づくものであると考えております。

また、合併を実現するために、そして合併後は新生笠間市発展のために、絶大なるご尽力を賜りましたことに、心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

今後は、引き続き市会議員選挙に立候補される方々、またはこの際後進に道を譲られる方もあるように伺っております。立候補される方々におかれましては、ご健闘いただき、再びこの議場でお目にかかれるよう心からお待ちを申し上げます。

また、ご勇退される方々におかれましても、市議会の議席を離れられましても、ご在任中と変わることなく、市政に対しまして従来どおりのご指導、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、これから本格的な冬を迎えます。くれぐれも健康に留意されますようお祈り申し上げ、閉会のごあいさつといたします。（拍手）

午前10時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 鈴 木 裕 士

署 名 議 員 村 上 武